

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 5 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 榮 清安

署名委員 朝 郁夫

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和5年5月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
		10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員

2番 泉 義昭

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

6. 報告事項

- ・5月17日に出張の際の報告
- ・奄美地区農業委員会連絡協議会定期総会の報告

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第31号 非農地の認定についての決定について
議案第32号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の
提出について（除外・軽微の変更）
議案第33号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約の決定につて
議案第34号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定について

(4) その他

- ・農地パトロールの件について
6月29日（木）…名瀬・住用地区
6月30日（金）…笠利地区
- ・奄美市農業委員会事務局の内規の協議について
5月30日（火）6F会議室13：30～
6月13日（火）5F会議室13：30～

8. 傍聴者

- ・龍郷町農業委員会6人

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は15人で欠席が1人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和5年第5回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、4番 榮 委員と3番 朝 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第29号から34号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>日程第3</p> <p>議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池局長)</p> <p>議案第29号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2ページをお開き下さい。</p> <p>NO.15は、譲渡人が所有する2筆の農地につきましては奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第1種農地であります。</p> <p>2筆の農地面積の合計3,936㎡の農地は売買による所有権移転の申請となります。</p> <p>農地取得後は コーヒー を栽培する予定で、面積拡大のためと判断いたします。</p> <p>12ページをお開き下さい。</p> <p>NO.16は、譲渡人が所有する1筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第1種農地であります。譲渡人が所有する1筆の土地99㎡で売買による所有権移転の申請となります。</p> <p>農地取得後は18ページの公図から申請地の隣の所有者が受入のため申請地と一面に使用をしながらさとうきび及び野菜を栽培する予定で、面積拡大のためと判断します。</p> <p>また、営農計画書も提出されております。</p> <p>23ページをお開き下さい。</p> <p>NO.17は、譲渡人が所有する1筆の農地については農業公共施設投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地であります。譲渡人が所有する1筆の土地368㎡で売買による所有権移転の申請となります。</p> <p>農地取得後は 野菜 を栽培する予定であり、新規農家となります。</p> <p>また、営農計画書も提出されております。</p>

	<p>35ページをお開き下さい。</p> <p>NO.18は、譲渡人が所有する1筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第1種農地であります。譲渡人が所有する1筆の土地4,034㎡で売買による所有権移転の申請となります。</p> <p>農地取得後はパパイヤを栽培する予定であります。</p> <p>また、営農計画書も提出されております。</p> <p>以上4件でございます。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。</p>
12番	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.15について譲受人について調査報告いたします。</p> <p>受人には3度程電話をしましたがでていただけなかったので5月23日、笠利分室が申請を受けていますので、分室の電話なら出ていただけるのかと思います、笠利支所へ行き、室長から電話で連絡をしていただき、14:50分に電話をかけました。現在、奄美にはいませんと言うことでしたので、電話にて申請内容を確認させていただきました。</p> <p>対価等も含めて記載内容も間違いありませんとのことでした。</p> <p>農作業自体も受人を含めて、前回の申請にも出てきました代理人も別の方たちも取り組んで活動をして行きたいとのことでした。</p> <p>3月に許可申請を出した土地も、4月21日の南海日々新聞に掲載されていますように早速活動しています。今回も問題はないと思います。</p> <p>農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりであります。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
10番	<p>(土浜 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.15について譲渡人について調査報告いたします。</p> <p>5月23日午前10時に渡人に会い話しを聞きました。</p> <p>権利に設定等に係る対価等に間違いはないとのことでした。</p>
10番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明</p> <p>5月23日午前10時10分渡人との立ち合いの下、現地確認をしました。</p> <p>申請地は現在ソテツを中心に色々な観葉植物が栽培されていました。</p> <p>近い内に出荷するとのことでした。周辺の農地も観葉植物やさとうきびが栽培されていました。</p> <p>農地法第3条の調査書については「第2項第1号、第2項第4号、第2</p>

	<p>項第7号」については別紙のとおりであります。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長) No.16 報告をお願いします。</p>
10番	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.16の許可申請について調査報告いたします。 5月21日14時30分頃、譲受人宅へ訪問し、お話しを伺いました。 今回の申請地の18ページの図面をご覧ください。 申請地が、隣接する2筆も受人が耕作していますので今回、譲ってくださったようです。 土地の地番、面積、対価等も記載とおりで間違いありません。 農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりであります。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
3番	<p>(日高 委員) 譲渡人についての説明 5月23日午前9時、圃場にて聞き取り調査及び土地の調査を行いました 渡人は親から相続したものの、農業には携わっていない。今後もやる予定はないとの事で他にも農地があるので人に売りたいとの事でした。</p>
3番	<p>(日高 委員) 土地についての説明 同日に土地の調査をおこないました。 狭小地であり、雑草が生い茂っている。隣接する2筆の農地を譲受人が使用中である。 高齢であるが、意欲的であり適切に耕作していた当該農地は小屋を建てるとのことでした。 農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりであります。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長) No.17 報告をお願いします。</p>
16番	<p>(中棚 委員) 譲受人についての説明 議案29号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.17の所有権移転の譲受人の報告をいたします。 5月22日8時50分に自宅に訪問しましたが本人は東京に行っていましたので電話して書類の確認をしました。 土地の所在、番地、地目、面積、対価など確認し間違いはありませんとの事でした。</p>
10番	<p>(山田 委員) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.17の許可申請について報告致します</p>

	<p>5月22日、11時30分頃に譲渡人の相続財産管理人である弁護士となっていますが、この許可申請に係る一切の権利を行政書士が代理人となっていますので行政書士事務所へ訪問して、お話しをお聞きいたしました。土地の所在、及び権利の設定などに係る対価等記載内容に間違いのないことでした、以前からお話しは合ったのですが、農地法上の下限面積の要件を満たさないので話が止まっていたようですが、この4月に農地法の下限面積要件が撤廃されたので売買の話が進んだようです。以上、ご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
16番	<p>(中棚 委員) 土地についての説明 農地の報告をいたします。5月22日9時ぐらいに笠利分室の職員と地区の担当者の推進員と3名で農地の確認をしました。農地は赤木名の、みどり屋地区になり29ページから30ページになります29ページが申請地です。その周辺は宅地で家が建っています。申請地の畑には雑草が生えていますが刈り取りをすればすぐに畑に再生されます。営農計画書も提出されています。問題ないと思います。農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長) No.18報告をお願いします。</p>
11番	<p>(栄 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.18の受け人について調査報告をいたします。 5月21日10時50分受け人と自宅で直接お会いして話しを伺いました。パイヤを栽培し、将来、加工販売までの計画をされているとのことでした。申請書の通り記載内容に間違いはありません。よろしくお願いたします。とのことでした。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.18の譲渡人について報告をいたします。 5月18日木曜日、午前10時20分に渡人と電話にてお話しが聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。 渡人は、たまに墓参りのため帰島する程度で、奄美に帰ってくる予定もなく農業をすることもないとの事でした。</p>
5番	<p>(朝 委員) 土地についての説明 議案29号の農地法第3条の規定による許可申請についてNo.18の土地についての調査報告をいたします。 5月19日13時30分頃、地区の推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しま</p>

	<p>した。申請地には畜舎用の草が植えられています。 賃貸借を去年解約しそのままの状態ですが、周辺農地への悪影響はなく問題ないと思います。 農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
13番	<p>(田中 委員) No.15だけ営農計画書がないのですがどうということでしょうか</p>
笠利事務局	<p>(中村 笠利室長) 条件等において3月総会にて農地を購入しておりその時に営農計画書を提出しております。営農計画書の条件を満たしておりそのため今回の提出はしなくてもよいということでもあります。</p>
5番	<p>(朝 委員) No.17の対価が高額であるが今後5条申請としての予定はあるのでしょうか</p>
笠利事務局	<p>(中村 笠利室長) 高額な単価ではありますが、何の規定もありません。 また、5条申請についても何も伺っておりません。</p>
事務局	<p>(池 局長) 農地法3条の議案としての審議でありますのでご理解ください。</p>
議長	<p>(岸田 会長) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成であります。 よって、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第4 (岸田 会長) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。</p>

事務局

事務局に議案の朗読と説明を求めます

(池 局長)

それでは議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

47ページをお開きください

No.13につきましては、渡し人の所有する奄美市笠利町の1筆の農地面積331㎡を受人が一般住宅を建設するため売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から南東に約8.5kmの場所に位置し申請地は節田集落の海側に位置しており、また、52ページの公図から隣は受人の夫の父の自宅であります。

この周辺の農地の状況から小集団の未整備農地であり農地区分は第2種農地と判断されます。

57ページをお開きください

No.14につきましては渡し人の所有する奄美市名瀬大字西仲勝1筆の農地面積28㎡で受人が転用計画内に記載されてあります372.48㎡の内の28㎡の所有権移転でございます

申請内容といたしましては58ページの事業計画内で一般集合住宅建設に伴う所有権移転でございます。

ここで、許可申請書の57ページの4の2の対価について記載されておられません。

この件につきましては後日、受け人へ聞き取りした際、融資証明書内において事前協議内において1億5千5百万円確認しており、農地取得費は230万円、建築費が1億5千万円となり融資証明額内であります。

そのため、57ページにおいて4の2の対価に230万円。

58ページの資金計画の必要経費、資金調達計画の訂正となります。

必要経費の土地取得費が230万円、建築費が1億5千万円 合計152,300,000円となります。

それに伴い資金調達計画の融資については1億5千万円ではなく155,000,000円の訂正となります。

訂正等につきましては5月24日電話で確認を伝え5月24日、午後15時に受け人を呼び出し原本の訂正を指導したところであります。

申請地は名瀬総合支所から南東に約7.0kmの場所に位置し申請地

<p>議長</p>	<p>は64ページの案内図から西田集落手前に位置しております。 この周辺の農地の状況から小集団の未整備農地であり農地区分は第2種農地と判断されます</p> <p style="text-align: right;">以上2件であります。</p> <p>(岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。</p>
<p>5番</p>	<p>(朝 委員) 譲受人についての説明 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてNo.13の受人渡人、土地について報告いたします。</p> <p>5月20日14時に受人宅を訪問しましたが留守で夫から話しを聞くことができませんでした。</p> <p>申請人は公務員で現在、借家住まいですが今回、申請地に一般住宅を建設したいとのことです。面積、対価についても確認しましたが、申請書のおり間違いのないとの事でした。建築等資金につきましては、自己資金と銀行からの融資で行うとの事でした。</p>
<p>5番</p>	<p>(朝 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>5月19日18時頃自宅を訪問し、本人から直接話しを聞くことが出来ました。この土地は去年まで野菜等を作っていたが高齢になり今は何も作っていない、受け人の要望により今回の売買になったとの事です。</p> <p>面積、対価についても申請書どおり間違いのないとの事でした。売買価格につきましては妥当な金額と思います。</p>
<p>5番</p>	<p>(朝 委員) 土地についての説明</p> <p>土地につきましては5月19日14時頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。申請地は、道路と住宅に囲まれており、道路より1m程下がっておりますが、申請書にありますように盛土や、ブロック塀を設置する予定ですので問題ないと思います。</p> <p>皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(池 局長) 譲受人についての説明 議案第30号農地法第5条の規定による許可申請のNo.14について譲受人</p>

について調査報告いたします。

令和5年5月19日午後13時30分にナンエイ商事株式会社 代表取締役の携帯に電話しました。

受け人は鹿児島県職員住宅の建設に伴い資材置き場として利用している土地と今回、申請している農地が含まれることからの申請であります。

申請内容について相違ないということでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

12番

(山田 委員) 譲渡人についての説明

農地法第5条の規定によるNo.14の許可申請について調査報告いたします。

5月20日10時頃に、連絡先となっている担当者の方へ電話を致しました。出張中とのことでしたので電話にてお話しをお聞きいたしました

許可を受けようとしている土地の所在、地目、面積等は記載とおりであります。転用目的は賃貸住宅建設（鹿児島県職員住宅建設）となります。

59ページに鹿児島県からの職員住宅の決定人通知書も添付されています。5条申請の対象は住宅建設予定地、372.48㎡の内の28㎡です。

残りの344.48㎡は資材置き場となっているようです。

土地の対価の欄が空欄になっていましたので、お尋ねいたしました。

先程、事務局からの説明がありました、付け加えて固定資産の評価を参考にして、230万円ということでした。

これだけの土地なので、5条申請ではなく他に申請の仕方があったのではとの御意見もあるかとは思いますが、今回は5条申請で許可申請が出ていますので農地法5条の申請でお願いいたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

3番

(日高 委員) 土地についての説明

5月22日午前10時20分頃、渡し人へ連絡をして土地の確認をいたしました。5月23日午前9時15分頃再度、土地を確認しました。

建設予定地は更地でありました。

議長

(岸田会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

2 番	<p>(泉 委員)</p> <p>No.14について28㎡についてどの部分なののでしょうか？</p> <p>また、土地の価格については372.48㎡が土地の価格なのか、それとも28㎡が土地の価格なのか</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>まず、66ページをごらんください。上の図面の方角を印の所の下に申請地と記入されております、わかりにくいですがこの台形の土地が農地でありこの部分が駐車場の通路となっております。</p> <p>また、土地の価格については28㎡の価格となっております。</p>
議長	<p>(岸田会長)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第22号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>(岸田会長)</p> <p>日程第5</p> <p>議案第31号 非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>それでは議案第31号非農地の認定について説明いたします。</p> <p>77ページをお開きください。</p> <p>No.9の非農地証明願地は奄美市名瀬大字根瀬部の1筆で434㎡の土地でございます。</p> <p>申請地は80ページの案内図と81ページの写真から県道79号線沿いにあり塩害がひどい状況で、農地としては使用不能となっていることから</p>

非農地としての申請です。

農地の状況から農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であります。

83ページをお開きください。

No.10の非農地証明願地は奄美市名瀬大字知名瀬の1筆で139㎡の土地でございます。

申請地は、86ページの案内図と87ページの写真でも分かるように雑草やススキが生い茂る様子がうかがえます。また、申請地までほぼ原野化しており農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です

ただし、この辺の農地84ページの58番地～72番地につきましては農業振興地域であり農地区分は第1種農地であります。

以上2件でございます。

議長

(岸田会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、申請人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

事務局

(池 局長) 申請人について

議案31号非農地の認定についてNo.9について願出人について調査報告いたします。

令和5年5月19日午後1時36分に大阪狭山市に居住している方の携帯に連絡しました。

申請の農地は80ページに記載されているように県道沿いにあり塩害がひどく全く作物を植えるような土地ではないとの事でした。

申請内容については相違ないとのことです。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

6番

(西 委員) 土地について

5月22日、月曜日午後2時頃、推進員の山下さん、事務局から2人、合計4人で申請地を確認しました。

78ページから81ページにありますように北側は海岸、南側は県道に挟まれた小さな土地で畑の中は写真でも分かるように草が茂っていました。

6 番	<p>(西 委員) 申請人について</p> <p>議案 3 1 号非農地の認定についてNo.10について調査報告いたします。</p> <p>5 月 2 1 日曜日、午後 4 時頃、申請人の自宅を訪問し、話しを聞きました。非農地証明願いを提出した理由としてはこの土地は 3 0 年程度耕作はしてなく地目を非農地にしたいと言うことです。農振なので縛りはありますよと伝えたところ分かりましたといいました。以上です。</p>
6 番	<p>(西 委員) 土地について</p> <p>5 月 2 2 日、月曜日午後 1 時 40 分頃、推進員の山下さん事務局から 2 人合計 4 人で申請地を確認しました。</p> <p>8 0 ページから 8 7 ページにありますように知名瀬集落から大和村方面に知名瀬橋を渡り農道の入り口があります 300m 行ったところにあります、ちょっと農道と知名瀬川の間であり農道から下がった土地です。</p> <p>8 7 ページの写真でも分かりますように草が茂っていました。周りの畑も耕作されておらず遊休農地となっています。</p>
議長	<p>(岸田会長)</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
3 番	<p>(日高 委員)</p> <p>No.10 について農振地域の非農地について周りの状況はどうですか</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>この地域については農業するような状況ではなく原野化されております。</p>
3 番	<p>(日高 委員)</p> <p>農振地域においても非農地は可能なのですか</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>非農地につきましては各自治体の基準とかあるようですが、実際のところ鹿児島県、鹿児島県農業会議所に問い合わせたところ可能であるとの事でした。しかしながら、非農地とされても農振の枠からは外すことは出来ないのであります。</p>

3 番	<p>(日高 委員)</p> <p>わかりました。</p>
議長	<p>(岸田会長)</p> <p>他に質疑はありませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第31号非農地の認定による許可申請について審議の結果、 これを承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>(岸田会長)</p> <p>日程第6 議案第32号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（除外・軽微変更）についてを議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>それでは議案第32号奄美市農業振興地域整備計画の変更（除外・軽微の変更）について説明いたします。</p> <p>88ページをお開きください No.3～No.5までが申請が除外でNo.6については軽微な変更であります。</p> <p>No.3の除外について説明します。 90ページから99ページをご覧ください 申請人は奄美市笠利町平の方で申請地が同町大字平の農地1,619㎡であります。</p>

除外希望としては91ページの項目記載の規模についての説明理由として、自身が経営している業務で観葉植物の生産等事業拡大のため資材置き場、また重機等の駐車場を整備としての申請であります。

今回、除外申請と関連しました意見といたしまして、97ページ、98ページをごらんください

97ページの航空写真で青い屋根の位置が98ページでは1247-1であります。

この農地につきましては平成27年6月総会にて農振除外許可となっております。

申請内容といたしましては売店、車庫、駐車場としての申請であります。

No.4の除外について説明します。

100ページから108ページをご覧ください

申請人は奄美市笠利町用安に居住する方で申請地が同町大字用安2,802㎡の内660㎡の農地であります。

除外希望としては自己所有の農地に息子の住宅、車庫等を整備としての申請であります。

No.5の除外について説明します。

109ページから118ページをご覧ください

申請人は大島郡龍郷町赤尾木に居住している方で申請地が奄美市笠利町大字用安の2,502㎡の農地であります。

除外希望としては宿泊施設兼住宅建設及び駐車場整備としての申請であります。

今回、除外申請と関連した意見といたしまして、

令和2年7月2日受付7月総会において笠利町大字用安の2筆いずれも農振地区であります。農地法3条、所有権移転売買の申請を提出し、許可指令書を発行いたしました。

申請内容といたしましてはバナナ、パイナップル等の作付けを行うという申請でありました。

No.6の軽微な変更について説明します。

119ページから125ページをご覧ください

申請人は大島郡龍郷町赤尾木に住所登録している法人会社で申請地が

農 林 水
産 課

奄美市笠利町大字宇宿の8,647㎡の内408㎡の農地であります。
除外希望としてはヤギ飼育用畜舎建設としての申請であります。

以上4件であります。

この4件の申請につきましては農振の担当であります農林水産課 農政
水産係長の勇から詳細についてのご説明の程よろしくお願いいたします。

(勇 農政水産係長)

まず、No.3について、詳細概要については事務局からの説明とおりで
す。申請内容は資材置き場、大型重機の駐車場としての転用であります。
申請地は笠利総合支所から南西に約6kmのところに位置しており第1種
農地であります。当該地は県道沿いにあり、それ以外は農地に囲まれて
おります。申請人の強い希望により申請を受理しました。

No.4について、申請内容は2,802㎡の内660㎡を一般住宅としての転用申請
であります。申請地は笠利総合支所から南西に約7kmのところに位置して
おり第1種農地であります。No.3と同様に県道沿いであり周囲は農地であ
り周りには人家もなく生活のためのインフラ整備もないため事業計画は
困難であると思っております。この件につきましても申請人の強い希望により申
請を受理しました。

No.5について申請内容については宿泊施設、及び一般住宅兼駐車場として
の転用であります。申請地は笠利総合支所から南西に約8kmところに位置
しており第1種農地であります。また、この地域については農道整備のため
に平成20年代に農振農用地に編入をした地域であります。
当該土地は南側の一遍を集落の農用地区域外に接しておりますけど、それ
以外は農用地区域内に接しております。
担当課といたしましては農振に編入した土地を除外することはできない
というのが意見です。この件につきましても申請人の強い希望により申請
を受理しました。

No.6について申請内容はヤギ舎の建設のための軽微な変更申請でありま
す。軽微な変更面積は408㎡であります。
当該土地は笠利総合支所から東に約4kmところに位置しており第1種農
地であります。担当課といたしましては周囲の影響もなく変更は問題な
いと思っております。
以上4件であります。調査の件も踏まえて農業委員会のご見解頂戴しお
願いいたします。

(岸田会長)

議長

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。
それぞれ報告をお願いします。

10番	<p>(土浜 委員) 申請者についての説明</p> <p>農業振興地域整備計画の変更No.3について調査報告いたします。</p> <p>5月24日午後5時に申請者に会い話しを伺いました。観葉植物等の事業拡大のため新たに資材置き場や重機等の駐車場が必要なためとの事でした。申請書の記載内容に間違いのないことでした。</p>
10番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明</p> <p>5月23日午前11時、笠利支所職員、地区の推進員と同行して現地確認をしました。資料の97ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、県道バイパス通りに有り現在はドラゴンフルーツや観葉植物が栽培されていましたが、あまり手入れされていない状態でした。</p> <p>周辺の農地はさとうきびが栽培されていました。</p>
10番	<p>(土浜 委員) 申請者についての説明</p> <p>農業振興地域整備計画の変更No.4について調査報告いたします。</p> <p>5月24日午後1時に申請者に会い話しを伺いました。</p> <p>本土で勤めている息子が奄美で勤務するので住宅を建てたいとの事でした。申請者の記載内容に間違いのないことでした。</p>
10番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明</p> <p>5月23日午前10時30分、笠利支所職員、地区の推進員と同行して現地確認をしました。資料の107ページをご覧ください。</p> <p>申請地は県道沿いに有り現在はたんかんやバナナが植えられていました。</p> <p>周辺農地は観葉植物やさとうきびが栽培されていました。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 申請者についての説明</p> <p>5月23日火曜日、午前9時に申請人に直接お会いしてお話を聞くことができました。申請人は、サネン花をゲットウ水に加工するなど、農産物を加工して販売するなどして生計をたてているとのことでした。</p> <p>この土地は、令和2年7月の3条申請によって取得された土地である。</p> <p>(令和5年3月8日所有権移転済)が、最初は花と果樹を植える予定であったが申請人の夫がコロナ渦で仕事が変わり農業を行う余裕がなかったため2年前から耕作されていない土地であるとのことでした。</p>

10番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明</p> <p>5月23日午前9時、笠利支所職員、地区の推進員と同行して現地確認をしました。資料の115ページをご覧ください。</p> <p>申請地は用安集落山手の方に有り草が茂り何も栽培されていませんでした 道向かいはさとうきびが栽培されていました。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 申請者についての説明</p> <p>農振地軽微な変更の規定によるNo.6について、調査報告いたします。</p> <p>5月19日金曜日、午前9時に申請人に直接お会いして聞くことが出来ました。申請人はヤギを飼育して、ミルクを搾乳してチーズやソフトクリーム等、乳製品を販売しているとのことです。</p> <p>現在、ヤギの頭数が増加しており、大人のヤギが40頭、子ヤギが20頭 おり、今回の変更は20頭の子ヤギのための小屋を建てるためのことでした。</p>
15番	<p>(大瀬 委員) 土地についての説明</p> <p>軽微な変更、No.6について、調査報告いたします。</p> <p>5月19日金曜日午前9時に申請者のヤギ舎に出向き、笠利支所職員と 推進員3人で申請者から話しを聞き取りました。</p> <p>既存のヤギの放牧地内で125ページの位置案内図面の場所に子ヤギが増え たため新たに、ヤギ飼育用に畜舎を建設するとのことでした。</p> <p>特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>(岸田会長)</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>No.3について、これから協議会に入ります。</p> <p>正会に戻します</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>賛成が過半に及ばないため「不適當」として奄美市へ回答いたします。</p> <p>つづきましてNo.4について質疑はございませんか。</p> <p>これから、協議会に入ります。</p> <p>No.4について</p> <p>正会に戻します</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

賛成が過半に及ばないため「不適當」として奄美市へ回答いたします。

それではNo.5について

これから、協議会に入ります。

正会に戻します

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成が過半に及ばないため「不適當」として奄美市へ回答いたします。

続いて、No.6について

軽微な変更について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No.6について奄美市農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）

については、適當という意見を奄美市に答申することに審議の結果

決定いたしました。

議長

(岸田会長)

日程第7

議案第33号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約の決定について、議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池局長)

議案33号農用地利用集積計画の合意解約の決定について

128ページをお開き下さい。総括表になります。

今月は、笠利地区においては6年間で、2件で6,208㎡、となっております。

この件につきましては新たに自身の法人会社にて農地中間管理機構で契約するとの事であります。

議長

(岸田会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第33号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

議長

（岸田会長）

日程第8

議案第34号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（池局長）

議案第34号農用地利用集積計画の利用権設定の決定について説明いたします。

133ページをお開き下さい。総括表になります。

今月は、住用地区が7年間、1件で合計941㎡となっております。

使用目的といたしましては申請者が畜産農家のため飼料畑として利用することであります。

以上でございます。

議長

（岸田会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成であります。

よって、議案第34号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和5年5月25日

奄美市農業委員会

会長 岸田 国広

署名委員 柴 清安

署名委員 朝 郁夫

作成者 池 秀平